

『おちやお得な応援券』 取扱店募集要項

1. 商品券仕様 全ての登録店舗でご利用できる「共通券」と市内に本社のない一部の小売店舗ではご利用できない「地域券」の2種類の商品券を発行します。

また、低所得世帯に対する商品券の無償での配布を行います。

【一般販売分】1セット7,500円分（500円券15枚綴り）

「地域券」10枚、「共通券」5枚

※1回の取引で利用できる商品券は1人あたり30枚（15,000円分）が上限となります。

2. 販売価格 1セット5,000円 ※プレミアム率50%

3. 販売期間 【当初】令和8年3月1日（日）～令和8年3月31日（火）

※3月31日（火）までに販売予定数量に達しない場合は再販予定あり

【再販】令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

※売切次第終了

4. 利用期間 令和8年3月1日（日）～令和8年5月31日（日）

5. 購入方法 2月25日に発行する広報おちや3月号に折込配布するチラシの「購入引換券」を販売所に持参して現金で購入（1世帯2セットまで購入可）

6. 取扱いできる業種及び店舗

【「共通券」「地域券」両方を取り扱うことができる店舗】

① 飲食業、タクシー業、旅行業、宿泊業、サービス業、娯楽業のうち、小千谷市内に所在する店舗または事業所

※ただし、次に該当する営業・施設は対象外とします。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第1項第4号・第5号および第5項に該当する営業・業種（例：パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター、風俗店等）

・病院、一般診療所、福祉施設

② 小売業のうち、小千谷市内に所在し、かつ本社（本店）が市内に所在する店舗または事業所

※ただし、市内に同一名称の店舗が複数あり、店舗ごとに運営主体が異なる場合は対象としません（例：コンビニエンスストア等）。

【「共通券」のみを取り扱うことができる店舗】

① 小売業のうち、小千谷市内に所在するが、本社（本店）が市外に所在する店舗または事業所

※本業が他業種でも上記の取扱いがあれば対象事業のみ取扱可能です。ただし、資産形成にあたる車両等の高額商品の購入や工事等の請負契約に該当するものなどは原則対象外となります。

7. 登録料・換金手数料 無 料

8. 登録期限・登録方法

【登録期限】

下記の全ての書類を2月3日（火）必着にて事務局までご提出いただきますと、広報おちや3月号折込チラシに取扱店名を掲載します。以降の登録は商品券の利用期間内は受付けるものと、商工会議所HP等掲載の参加店一覧にて対応させていただきます。

【登録方法】

同封した下記の書類等を事務局（小千谷商工会議所）へFAX、持参、郵送のいずれかにてご提出ください。

※郵送での申請については、必着となりますので配達日数にご留意ください。

①取扱店登録申込書

②換金請求額の振込先となる金融機関口座の通帳等の写し

（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義を確認できるもの。通帳を開いた1～2ページ。当座預金やネット銀行などで通帳がない場合は、これらが確認できる書類の写しや画面を印刷したもの）

※ご登録いただく振込先口座は1事業所1口座とさせていただきます。

③取扱店誓約事項同意書

全ての事項に同意しない場合はお申込みできませんので、ご注意ください。

9. 換金方法

換金受付した金額を指定金融機関口座に振込み。換金手数料、振込手数料は無料。

※事務処理および振込手数料軽減のため、換金請求額の振込は第四北越銀行をご利用の場合は原則毎週、それ以外の金融機関をご利用の場合は原則月1回とさせていただきます。

10. その他

最終的な事業内容や掲示物、換金方法等については、2月下旬頃にお送りします。

【取扱店申し込み・問い合わせ先】

小千谷商工会議所「おちやお得な応援券」事務局

〒947-8691 新潟県小千谷市本町2-1-5

TEL:0258-81-1300 FAX:0258-83-3632

E-mail:ojiya-premium@ojiyacci.org